路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八号及び十七号　新潟市南区戸頭字浦廻二八六五番一から同市南区戸頭字浦廻二五五三番地先まで　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
供用開始の期日　平成二十七年三月二十二日

**○北陸地方整備局告示第五十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 七尾市庵町ノ一一五番から同市大泊町参六五三番まで | 前 | 七・二〇～八六・〇〇 一〇・八五六 | |
| | 後 | 七・二〇～八六・〇〇 一〇・八五六 | |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第五十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百六十号　七尾市庵町ノ一一五番から同市大泊町参六五三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十七年三月二十日

**○中部地方整備局告示第三十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで | 前 A | 六・七〇～一五三・〇〇 二六・〇一〇（キロメートル） | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 B・C | 一〇・五〇～三六四・五〇 二四・五四七 | |
| | 後 A | 六・七〇～一五三・〇〇 二六・〇一〇 | |
| | 後 B・C | 一〇・五〇～三六四・五〇 二四・五四七 | |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

**○中部地方整備局告示第三十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで | 前 A | 六・七〇～一五三・〇〇 二六・〇一〇（キロメートル） | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 B・C | 一〇・五〇～三六四・五〇 二四・五四七 | |
| | 後 A | 六・七〇～一五三・〇〇 二六・〇一〇 | |
| | 後 B・C | 一〇・五〇～三六四・五〇 二四・五四七 | |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

**○中部地方整備局告示第四十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十三号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 長野県下伊那郡平谷村一一二番七から同村一二四番三まで | 前 | 一二・五四～二八・二七 〇〇・〇五六（キロメートル） | |
| | 後 | 一二・五四～三一・一二 〇〇・〇五六 | |
| 長野県下伊那郡阿智村浪合一五三番二六八地内 | 前 | 二八・三六～五四・五七 〇〇・〇二五 | |
| | 後 | 二九・二八～五五・一五 〇〇・〇二五 | |
| 長野県下伊那郡阿智村智里四三九〇番二から同村智里四三九一番七まで | 前 | 三〇・一九～三九・二五 〇〇・〇二六 | |
| | 後 | 三三・一八～五一・六六 〇〇・〇二六 | |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

**○中部地方整備局告示第四十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十三号　長野県下伊那郡阿智村浪合一五三番二六八地内　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所
長野県下伊那郡阿智村智里四三九〇番二から同村智里四三九一番七まで
供用開始の期日　平成二十七年三月二十日

**○近畿地方整備局告示第四十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二号　姫路市別所町北宿字沖田一二二〇番一から同市別所町別所字向田一二一六番三まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日十二時